

ワンタイムパスワード規定 新旧対照表

旧	新
<p>第7条（トークンの有効期限）</p> <p>(1) 当社は、原則として、トークンの有効期限を当社ホームページに掲示します。</p> <p>(2) 当社は、当社がトークンの貸与を不相当と判断する場合を除き、有効期限日が到来する前に、新しいトークンをお客さまに送付します。なお、新しいトークンに係るワンタイムパスワードの利用開始手続きは、第4条に準じるものとします。</p>	<p>第7条（トークンの有効期限）</p> <p>トークンの有効期限は、原則として当社が定める期限までとします。</p>